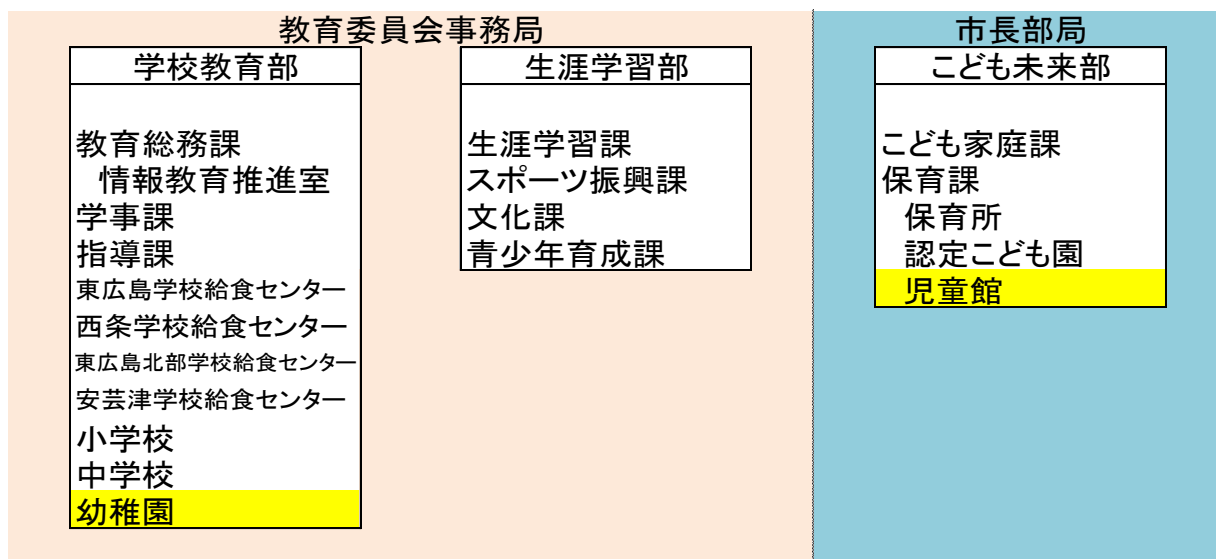


## 事務の移管に伴う補助執行について

### 1 概要

令和3年度組織機構の改革に伴う事務の移管について、市長部局との協議が整ったため、補助執行により事務を執行するもの。

(組織機構図 抜粋)



### 2 補助執行とは

権限は法令等で規定された組織に位置づけられたままで、事務の執行を補助執行先に行わせるもの。

(地方自治法)

#### ①市長が教育委員会に補助執行させる根拠規定

第180の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

#### ②教育委員会が市長に補助執行させる根拠規定

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

### 3 補助執行の内容

#### (1) 市長部局に補助執行させる事務

- ・幼稚園に関すること

内容	補助機関
職員の任免その他人事に関すること（正規職員のみ）	総務部職員課
その他の幼稚園に関する事務	こども未来部保育課
運営に関すること（入・退園など）	
全部又は一部の休業に関すること	
教諭の服務監督に関すること	
職員及び幼児の保健及び安全に関すること	
教育推進に関すること	
会計年度任用職員に関すること	
施設の維持管理に関すること	

#### (2) 教育委員会が補助執行する事務

- ・放課後児童健全育成事業に関すること
- ・児童館に関すること

内容	補助機関
いきいきこどもクラブの運営に関すること	生涯学習部青少年育成課
児童館の管理運営に関すること	

### 4 教育委員会と市長部局の連携について

幼稚園に関する以下に列挙した事項については、教育委員会に議決を求める又は報告することとし、その際は、定例会にこども未来部長など関係職員が出席する。

- ①幼稚園に係る教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること
- ②幼稚園に係る市議会提出議案に対する意見の申出に関すること
- ③幼稚園に係る市議会代表質問及び一般質問に関すること
- ④幼稚園に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること
- ⑤幼稚園に係る事項について、特に報告の必要が生じた場合 など